

2026年5月14日

ファナック株式会社 代表取締役社長 兼 CEO
山口 賢治 様

ZENKO(平和と民主主義をめざす全国交歓会)

〒536-0016 大阪市城東区蒲生1丁目1-23-205

担当:山川 携帯電話 090-8536-3170

ファナック社のイスラエルをはじめとする各国軍需企業との取引きの中止を求めるとともに、取引きがないのであれば、その根拠を開示し公開することを求める要請書

【はじめに】

私たちZENKOはこの間、イスラエル協力企業に対する7回の全国一斉行動に取り組んできました。昨年11月5日には貴社に対する第1回の全国一斉行動を実施し、要請書を提出しました。その後、BNC(BDS National Committee:パレスチナBDS全国委員会)が昨年12月9日に全世界に向けて発出した「STOP FANUC」国際キャンペーンの一環として、今年2月12日に第2回全国一斉行動を実施し、再度要請書を提出いたしました。

2月12日の要請書の【要請事項】では、

1. ファナック社とイスラエルをはじめとする各国軍需企業との取引き内容について、事実であるか否かを明らかにして下さい。事実でないのであれば、そのようにご回答ください。その場合、根拠を明示してください。
2. ファナック社は、国連でのアルバネーゼ氏の報告に対して追加調査の中で、何らかの返答をアルバネーゼ氏に送付したとの情報を得ています。どのような返答を行ったのか、明らかにしてください。可能であれば、アルバネーゼ氏に送付した、返答内容を公開してください。
3. 以下、ファナック社がイスラエルをはじめとする軍需企業への産業用ロボットを、直接ないしは間接的に提供していることを前提として要請します。
 - ①イスラエル、若しくはその他の国の軍需企業への産業用ロボットの提供、自社製品の輸出・販売、保守点検などのサービスの提供を直ちに中止すること。
 - ②イスラエル軍の武器製造や保守点検などに関係するアメリカやイギリスをはじめ世界のどの軍需企業へもの自社製品の販売とサービス提供を中止すること。
 - ③自社製品(中古転売含む)があらゆる戦争・紛争やジェノサイドで使用される武器製造に使用されていないか徹底的な調査を行い、その詳細を公表すること。その使用が認められるとき、一切の取引きを中止すること。以上3点をあげ、これについて2026年2月末日までに、文書でご回答いただくことを求めました。

しかし、2度にわたる要請について貴社から一切回答はなく、その後もまったく連絡がありません。

本社でご対応いただいたときにお伝えしたように、貴社には社会の公器としてイスラエルをはじめとする各国軍需企業との取引きの有無について、明確にお答えいただく社会的責務があります。誠実にご対応いただくことを心からお願いいたします。

【要請趣旨】

イスラエル・ネタニヤフ政権はパレスチナ・ガザ地区への攻撃と殺戮を繰り返してきました。イスラエル政府は、「自衛権」を主張してきましたが、ICJ(国際司法裁判所)は、イスラエルの虐殺と占領政策を国際法違反であるとする勧告的意見を国連総会に提出し、国連緊急特別会合では124カ国がイスラエル制裁決議に賛成しました。

またICC(国際刑事裁判所)は、ネタニヤフ首相に対し逮捕状を請求。さらに国連人権理事会調査委員会は、イスラエルによるパレスチナ・ガザ地区への一方的攻撃を、ジェノサイド(集団殺害)として認定しました。

パレスチナの人々、世界の人々が声をあげ、現在「停戦合意」がなされるに至りました。しかし「停戦合意」後も、

イスラエルによるガザ地区への攻撃は継続しています。またヨルダン川西岸のパレスチナ自治区においても、違法な入植活動が拡大し、多くのパレスチナ市民が殺害されています。イスラエルによる攻撃は苛烈を極め、ガザ地区は破壊しつくされ瓦礫の街へと変貌しました。現在も犠牲者は倒壊した建物の下に放置されており、その被害の全容は明らかにされてはいません。またガザ地区の人々は、封鎖によって水・食料などが決定的に不足し、多くの子どもたちが命を奪われています。

ガザ保健当局の2026年4月25日発表によれば、停戦発効以降のイスラエルによる武力攻撃による死者数は809人。この数は今年2月に貴社に申し入れをした後、わずか3ヵ月あまりで253人も増加しています。パレスチナ通信によれば、現在もガザやハンユニスなどでイスラエルの無人機攻撃が行われ複数の死傷者が続出しているのです。停戦後もガザでは物資搬入が厳しく制限され、国連人道問題調整室(OCHA)は、多くのパレスチナの市民が避難生活を強いられ、飲料水さえもに供給されていないと指摘しています。ガザでの死者は7万2585人を超えました。

このような状況の中で、日本政府と日本企業の立場が問われています。

日本政府はイスラエル政府とEPA(経済連携協定)を結び、日本企業とイスラエル企業との間での投資や輸出入の拡大を進め、イスラエルとの経済的軍事的協力関係を強化してきました。三菱重工やIHIなど軍需企業は、イスラエル空軍のF-35戦闘機の部品供給を支える国際サプライチェーンに参加(ZENKOが防衛省と行った意見交換では、防衛省も日本の企業が製造するF-35の部品がイスラエルに渡っている可能性を「排除しない」と)しています。また2023年10月のイスラエルによるパレスチナ・ガザ地区への攻撃以後、241億円ものイスラエル製軍備品の輸入を行っていることも明らかになっています。

日本政府と日本企業は、一体となってイスラエル・ネタニヤフ政権を支えてきたのです。

ファナック株式会社(以下、「ファナック」)は、工作機械や産業用ロボット製造を主業とされており、人間を殺傷する武器・弾薬などを直接製造しているわけではありません。しかしファナックの産業用ロボットは、イスラエルの軍需企業エルビット・システムズ社やその他の企業で使用されています。

「被占領パレスチナの人権」問題に関する国連特別報告者のフランチェスカ・アルバネーゼ氏による報告書「占領の経済からジェノサイドの経済へ」には、イスラエルによるガザ虐殺など軍事行動を支えている企業名が報告されました。日本企業では、ファナックの名前があげられました。

エルビット・システムズは、イスラエル最大の軍需企業であり、イスラエル軍に砲弾や軍事用ドローンなどの武器を提供し、その武器によってパレスチナ市民が殺戮されています。エルビット・システムズ社の工場ではファナックのロボットが稼働しています。BNCやBJB(BDS Japan Bulletin)の調査によれば、ここで製造された155mm砲弾がパレスチナ市民の虐殺に多用されているのです。

ファナックの産業用ロボットは、多くの軍需企業へも輸出・販売され、数々の工場稼働しています。例えば、イスラエル軍の戦車や戦闘機のエンジンを修理する BSEL(ベット・シメシュ・エンジンズ)社で使用されています。また、ローゼンシャイン・プラスト社では、エルビットシステムズ社やIAI(イスラエル・エアロスペース・インダストリーズ)社向けに、イスラエル軍のライフル部品などを製造する工程でファナック製ロボットが使用されています。さらに、ロッキード・マーチン社や、MK-80型爆弾や155mm砲弾などを製造するジェネラル・ダイナミクス社をはじめ、アメリカやイギリスの軍需企業の工場でもファナック製ロボットが使用されています。

アルバネーゼ氏は、イスラエルによるジェノサイドや人権侵害を厳しく批判してきました。2025年10月28日にも国連総会第3委員会で「ガザのジェノサイド(集団殺害)―集団犯罪」と題する新たな報告書を提出し説明しています。その中で、「イスラエルがジェノサイドや占領、アパルトヘイトを終えるまで同国との軍事貿易と外交関係を停止し、イスラエル軍を含め犯罪に関与した可能性のある者を調査し、必要なら起訴するよう、求めています。

ファナックのイスラエルをはじめ国外企業へのロボット輸出は、直接的であれ間接的であれ、アルバネーゼ氏の述べる「軍事貿易」にあたると思います。直ちに中止されなければなりません。

国連人権理事会は、ガザをはじめイスラエルが軍事作戦で使用した武器、弾薬、部品、構成要素、および軍民両用物品の直接的および間接的な移転または販売が及ぼす法的影響について調査を進めています。

現在、国際的に「デュアルユース」問題が注目されています。ご存じのように「デュアルユース」とは、「軍民両用技術」ともいわれる民生と軍事の両方に利用できる技術や製品を指します。これには、GPSやAI、そして工作機

械も含まれています。

ファナックの産業用ロボットは、このデュアルユース製品であり、直接的な武器そのものではありません。このため、日本政府は現行の外為法の枠組みでは規制対象外とする立場を取っています。

しかし、その技術が軍需産業の製造基盤として利用される可能性がある際、企業は2011年に国連の人権理事会で確認された「ビジネスと人権に関する指導原則(日本政府・外務省もこれを、「企業活動における人権尊重の指針」として認めている)」に基づき、調査、情報公開など適切な対応を行う責任を負っています。

上記の「指針」は、「人権を保護する国家の義務」、「人権を尊重する企業の責任」、「救済へのアクセス」の3つで構成され、企業にも人権を尊重する主体としてその責任を求めています。そして「企業は、企業活動を通じて人権に悪影響を引き起こすこと、及びこれを助長することを回避し、影響が生じた場合は対処する(指導原則13)」「企業がその影響を助長していない場合であっても、取引関係によって企業の活動、商品又はサービスと直接関連する人権への悪影響を予防又は軽減するように努める(指導原則13)」など列記しています。

また、「人権デュー・ディリジェンスの実施(指導原則17～21)」として、「企業は、人権への影響を特定し、予防し、軽減し、そしてどのように対処するかについて説明するために、人権への悪影響の評価、調査結果への対処、対応の追跡調査、対処方法に関する情報発信を実施すること」を求め、「救済メカニズムの構築(指導原則22)」では、「人権への悪影響を引き起こしたり、又は助長を確認した場合、企業は正当な手続を通じた救済を提供する、又はそれに協力する」ことを求めています。

またファナックの掲げる「人権方針」にも、「国連ビジネスと人権に関する指導原則に基づき…(略)…国際規範で定義される人権を尊重します」と宣誓されています。

日本を代表する産業用ロボット製造メーカーとして、「人権を尊重する企業の責任」を果たさなければなりません。自社製品がイスラエルによるパレスチナ市民の殺戮に関与していないかを克明に調査・公表し、対処しなければなりません。

ファナックの製造した産業用ロボットの軍需企業への輸出・販売(中古品としての転売も含む)が、イスラエル政府によるパレスチナ市民の虐殺に繋がっています。社会の公器たる企業として、その責任は重大です。BJB(BDS Japan Bulletin)などが呼びかけている署名運動も広がっています。

以下、要請します。

【要請事項】

1. 上記の【要請趣旨】で書いたファナック社とイスラエルをはじめとする各国軍需企業との取り引き内容について、根拠を示し、事実関係を明らかにして下さい。
2. ファナック社は、国連でのアルバネーゼ氏の報告に対して追加調査の中で、何らかの返答をアルバネーゼ氏に送付したとの情報を得ています。
どのような返答を行ったのか、明らかにしてください。アルバネーゼ氏に返送した内容を公開してください。
3. イスラエル、若しくはその他の国の軍需企業への産業用ロボットの提供、自社製品の輸出・販売、保守点検などのサービスの提供を直ちに中止すること。
4. イスラエル軍の武器製造や保守点検などに関係するアメリカやイギリスをはじめ世界のどの軍需企業へも自社製品の販売とサービス提供を中止すること。
5. 自社製品(中古転売含む)があらゆる戦争・紛争やジェノサイドで使用される武器製造に使用されていないか徹底的に調査し、その詳細を公表すること。その使用が認められるとき、一切の取り引きを中止すること。

以上の【要請事項】についての所見を、2026年5月末日までに、文書でご回答ください。
よろしく申し上げます。